

発効日は平成26年10月1日

# 東京 最低賃金 888円！



兵庫  
776円

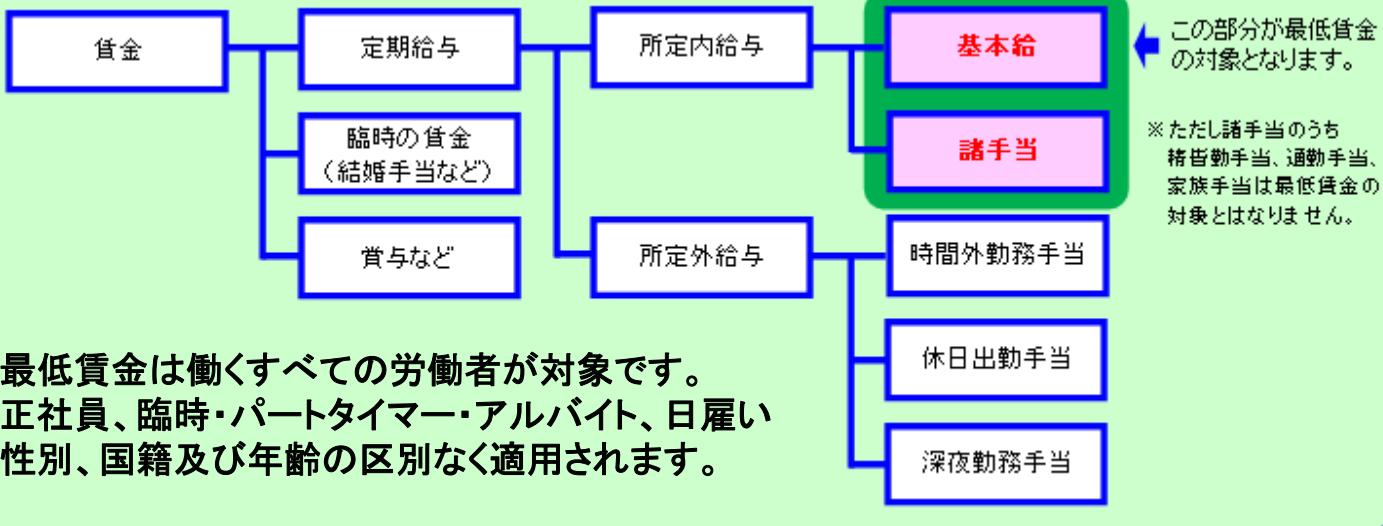
千葉  
798円

埼玉  
802円

大阪  
838円

神奈川  
887円

愛知	800円
京都	789円
滋賀	746円
福岡	727円
鳥取	677円



次の手当は除く

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (3) 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

お問い合わせは (093) 771-7145 または (090) 9562-3937

## 松崎社会保険労務士事務所